

諮詢庁：厚生労働大臣

諮詢日：令和6年8月15日（令和6年（行個）諮詢第137号）

答申日：令和8年1月23日（令和7年度（行個）答申第178号）

事件名：本人の労災請求の支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別表の1欄に掲げる文書番号1ないし文書番号4の各文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報1」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定について、諮詢庁が別表の1欄に掲げる文書番号5ないし文書番号8の各文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報2」といい、本件対象保有個人情報1と併せて「本件対象保有個人情報」という。）を追加して特定し、本件対象保有個人情報につきなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年2月29日付け5北労個開第246号により北海道労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

求める情報は、法78条1項2号の第三者の個人情報を含む。

しかし、この情報は、審査請求人が職場で上司同僚から暴行、暴言、嫌がらせを受け、これが労働災害に該当することを労働基準監督署で認定されている。

そして、審査請求人は、前雇用先、元上司らへの上記労働災害による損害についての賠償請求を求める予定しているため、上記情報が必要不可欠である。

すなわち、上記情報は、審査請求人の健康、財産の保護のため必要な情

報である。そのため、法78条1項2号に該当するので、原則に戻り開示すべき情報である。

同様に、法78条1項3号に関しても、審査請求人の健康、財産の保護のために必要な情報に該当するので不開示とする理由はない。

法78条1項7号との関係では、労働基準監督署の調査した結果は、審査請求人の労災申請のための情報であり、これを開示しても、今後の調査に支障は生じない。

事実、これまでの事例では労災認定後の雇用主への損害賠償請求訴訟などで労働基準監督署からの調査結果が個人情報を含むものも開示されている。

以上のことから「黒塗り部分の全開示」を強く求める。

第3 質問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、開示請求者として、令和6年1月10日付け（同日受付）で、処分庁に対し、法76条1項の規定に基づき、本件請求保有個人情報に係る開示請求をした。
- (2) これに対して、処分庁が令和6年2月29日付け5北労個開第246号により原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同年5月16日（同月20日受付）で本件審査請求をした。

2 質問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分にて不開示とされた部分のうち、法78条1項各号のいずれにも該当しない部分を新たに開示した上で、その余の部分は、不開示を維持することが妥当である。

また、新たに開示すべき保有個人情報を特定（文書番号5ないし文書番号8）し、法78条1項各号のいずれにも該当しない部分を開示した上で、その余の部分は、不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

(略)

(2) 不開示情報該当性について

ア 法78条1項1号該当性

別表の文書番号1の⑤及び文書番号4の③の不開示部分は、審査請求人の傷病に関する情報であって、これらの情報が開示される場合には、審査請求人が心理的圧迫を受け、精神状態等の悪化をもたらすおそれがあり、審査請求人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるから、法78条1項1号本文に該当する。

イ 法78条1項2号該当性

(ア) 別表の文書番号1の②、文書番号2の①並びに文書番号3の④及

び4の④の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容である。これらの情報が開示される場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるから、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

- (イ) 別表の文書番号1の③及び文書番号4の①の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容である。これらの情報が開示される場合には、当該医師が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるから、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。
- (ウ) 別表の文書番号1の⑥、文書番号3の①、文書番号4の②並びに文書番号5の①及び文書番号6の①の不開示部分は、審査請求人以外の氏名及び印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

ウ 法78条1項3号イ及び同号ロ該当性

- (ア) 別表の文書番号1の①及び文書番号3の②の不開示部分は、特定法人の組織に関する情報であり、当該法人が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報を開示することで、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、法78条1項3号イに該当する。
- (イ) 別表の文書番号1の④及び文書番号3の③の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示される場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、法78条1項3号イに該当する。
- (ウ) 別表の文書番号8の①の不開示部分は、特定法人が一般に公にしていない情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであるから、法78条1項3号ロに該当する。

エ 法78条1項7号柱書き該当性

(ア) 別表の文書番号 1 の②、文書番号 2 の①、文書番号 3 の④及び文書番号 4 の④の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容であり、これらの情報が開示される場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記イ(ア)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、法人側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することで労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法 78 条 1 項 7 号柱書きに該当する。

(イ) 別表の文書番号 1 の③及び文書番号 4 の①の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記イ(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、医師が審査請求人等から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係について申述することを躊躇し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、当該情報は、開示することで労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法 78 条 1 項 7 号柱書きに該当する。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号 1 の④及び文書番号 3 の③の不開示部分は、事業場の業務内容等に関する情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記ウ(イ)で既に述べたところである。

さらに、当該不開示部分に係る情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させこととなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難と

なる。したがって、当該情報は、開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法78条1項7号柱書きに該当する。

(エ) 別表の文書番号8の①の不開示部分は、特定法人が一般に公にしていない情報であり、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることは、上記ウ(ウ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合には、このことを知った当該法人だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は、開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法78条1項7号柱書きに該当する。

オ 小括

上記アないしエのとおり、別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、法78条1項1号、同項2号、同項3号イ及び同号ロ並びに7号柱書きに該当する部分は、不開示を維持することが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分において不開示とした別表の文書番号1から文書番号4までの行政文書に係る部分のうち、別表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げる情報であって、同表中「法78条1項該当号」欄に「新たに開示」と表示した情報については、法78条1項各号のいずれにも該当しないから新たに開示し、同表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げるその余の情報については、同表中「法78条1項該当号」欄に表示する各号に該当するから、不開示を維持することが妥当である。

また、新たに特定すべき同表の文書番号5から文書番号8までの行政文書の保有個人情報についても、同表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げる情報であって、同表中「法78条1項該当号」欄に「新たに開示」と表示した情報については、法78条1項各号のいずれにも該当しないから新たに開示し、同表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げるその余の情報については同表中「法78条1項該当号」欄に表示する各号に該当するから、不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年8月15日 諒問の受理

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
③ 同年9月11日 審議
④ 令和7年12月22日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
⑤ 令和8年1月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報1を特定し、その一部を法78条1項2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、本件対象保有個人情報1の不開示部分のうち、その一部を新たに開示するとし、その余は不開示理由を法78条1項1号、2号、3号イ及び7号柱書きに追加・変更して、不開示を維持することが妥当であるとし、さらに、本件対象保有個人情報2を追加して特定し、その一部を同項2号、3号ロ及び7号柱書きに該当するとして不開示とすべきとしている。

このため、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

ア 通番8の5欄に掲げる部分

当該部分は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された報告書の代表者職氏名の記載であり、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、諮問庁が新たに開示するとしている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当するものと認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番9の5欄に掲げる部分

当該部分は、審査請求人と特定事業場との間の雇用契約書における同事業場の印影であり、雇用契約書に押印された印影であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分を開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項3号イに該当せず、開示すべきである。

ウ 通番5及び通番14の5欄に掲げる部分

当該部分は、特定労働基準監督署が特定区長に審査請求人の診療給付履歴を照会した回答書に記載された審査請求人の傷病名及び当該回答書の情報を元に作成した調査復命書に記載された同人の傷病名である。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であり、その他特段の事情等も認められないことから、これを開示しても、審査請求人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項1号に該当せず、開示すべきである。

エ 通番18の5欄に掲げる部分

当該部分は、特定労働基準監督署の照会に応じて特定健康保険協会が回答した審査請求人の診療報酬明細書等に関する情報であり、審査請求人本人の受診歴等の情報である。

当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるものとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項3号口及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の5欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法78条1項2号該当性について

（ア）通番6の不開示部分

当該部分は、調査復命書の「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」及び「事業場以外における当該労働者との相関図（家族・友人等）」欄に記載された特定事業場の職員の職氏名及び関係者の職氏名並びに被聴取者であるか否かを示す記号の有無である。

当該部分は、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、法79条2項による部分開示の可否について検討すると、当該部分のうち、職員の職氏名及び関係者の職氏名は個人識別部分であり、部分開示の余地はない。その余の部分である、被聴取者であるか否かを示す記号の有無は、これを開示すると、組織図の位置関係から、被聴取者が特定されるおそれがあるなど、個人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当し、不開示と

することが妥当である

(イ) 通番8及び通番13の不開示部分（別表の5欄に掲げる部分を除く部分）

通番8は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された報告書に記載された担当者の氏名、特定事業場の勤務体制を示す資料に記載された特定事業場の職員の氏名、時間外労働・休日労働に関する協定届に記載された労働者の過半数を代表する者の職氏名及び印影並びに健康診断における結果一覧表及び個人票に記載された医師の氏名及び印影であり、通番13は、特定労働基準監督署の照会に対して主治医が提出した労災保険照復用紙の回答に記載された主治医の印影、特定労働基準監督署の照会に対して特定区長及び特定健康保険組合が回答した資料送付状に記載された担当者氏名並びに地方労災医員意見書に記載された地方労災医員の印影であり、いずれも法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名については、その職務遂行に係る情報として、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により、特段の支障の生ずるおそれがない限り開示することとされているが、個人（地方労災医員を含む。）の印影については、審査請求人が当該個人の氏名を知り得る場合であっても、その印影まで開示する慣行があるとは認められない。その余の部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、法78条1項2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法79条2項による部分開示の余地はない。したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当し、不開示とすることは妥当である。

(ウ) 通番17の不開示部分

当該部分は、特定事業場及び関連事業場の組織図の一部であり、特定事業場及び関連事業場の職員の職氏名が記載されており、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、上記（イ）と同様の理由により、法78条1項2号に該当し、不開示とすることは妥当である。

イ 法78条1項3号イ該当性について

通番1は、調査復命書に記載された特定事業場の労働者数であり、

通番 9（別表の 5 欄に掲げる部分を除く部分）は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された報告書に記載された特定事業場の従業員数、当該事業場の勤務体制を示す資料及び時間外労働・休日労働に関する協定届に記載された労働者数並びに特定事業場の特定施設の利用人員である。

当該部分は同事業場の内部情報であり、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 3 号イに該当し、不開示とすることは妥当である。

ウ 法 78 条 1 項 7 号柱書き該当性について

通番 11 の不開示部分は、特定労働基準監督署の担当官が関係者から聴取した聴取書の記載等の一部であり、通番 2 の不開示部分は、特定労働基準監督署の担当官が当該聴取書の記載を引用した調査復命書の記載の一部である。また、通番 10 の不開示部分は、特定事業場から提出された報告書の一部であり、通番 4 の不開示部分は、特定労働基準監督署の担当官が当該報告書の記載を引用した調査復命書の記載の一部である。

通番 12 の不開示部分は、特定労働基準監督署の照会に対して主治医が提出した意見書及び当該意見書を引用した地方労災医員意見書の記載の一部であり、通番 3 の不開示部分は、特定労働基準監督署の担当官が主治医意見書の記載を引用した調査復命書の記載の一部である。

また、通番 15 の不開示部分は、特定労働基準監督署の担当官が関係者から聴取した聴取書の記載を引用した地方労災医員意見書の一部である。

通番 7 の不開示部分は、資料目次に掲げられた資料名のうち特定労働基準監督署の担当官が聴取をした関係者の職氏名を記載した部分であり、通番 18 の不開示部分（別表の 5 欄に掲げる部分を除く部分）は、特定労働基準監督署の照会に応じて特定健康保険協会が回答した審査請求人の診療報酬明細書等に関する情報の一部であり、特定健康保険組合の担当者の連絡先等が記載されている。

通番 2 ないし通番 4、通番 7、通番 10 ないし通番 12、通番 15 及び通番 18 の不開示部分は、これを開示すると、請求者等からの批判等をおそれ、医師及び被聴取者が自身の認識している事実関係等について率直な意見、申述等を行うことをちゅうちょし、若しくは特定監督署の調査手法・内容等が明らかとなり、又は特定健康保険組合の業務遂行に支障を来すおそれがあり、今後の労災給付に係る調査に対し、事業者が非協力的になることにより、正確な事実の把握が困難に

なるなど、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項7号柱書きに該当し、それぞれの通番の3欄に掲げるその他の不開示事由（同項各号）について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 通番16の不開示部分

当該部分は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された資料の一部であり、審査請求人以外の職員に関する労働時間に関する情報が記載されている。

当該部分について、諮問庁は、法78条1項2号に該当する旨説明するが、当該部分は、審査請求人以外の特定の個人ごとに、それぞれ記載された特定の個人に係る情報等であり、審査請求人を識別することができる情報を含むものとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められず、当該部分を不開示としたことは結論において妥当である。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において、不開示部分については、法78条1項2号ただし書ロ及び同項3号ただし書に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当する旨を主張する。

しかしながら、上記2（2）において、当審査会が法78条1項2号及び3号イに該当するとして不開示とすることが妥当と判断した部分について、審査請求人は、これを開示することによる利益が、これを開示しないことにより保護される利益を上回るとする具体的な理由を示しているとは必ずしもいえないことから、審査請求人の当該主張を採用することはできない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報1を特定し、その一部を法78条1項2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が本件対象保有個人情報2を追加して特定し、本件対象保有個人情報につき同項1号、2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人の保有個人情報に該当しない、又は同項2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同項3号ロについて判断するまでもなく、不

開示とは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同項1号、2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

審査請求人の特定疾病に関する労災請求に対して、特定労働基準監督署長が業務上と決定する際に同労働基準監督署で作成された特定障害の業務起因性判断のための調査結果復命書及び添付書類

別表

1	2	3	4	5
文書番号及び文書名	整理番号	不開示を維持する部分等	法78条1項各号該当性	2欄のうち開示すべき部分
1 調査復命書		① 1頁 労働者数	3号イ	1 -
		② 4頁及び5頁、9頁及び10頁、14頁及び15頁、17頁、19頁ないし21頁、23頁ないし30頁、32頁ないし36頁、40頁、42頁 聽取内容 (③及び⑦部分を除く。)	2号、7号 柱書き	2 -
		③ 7頁、39頁及び40頁 主治医意見 (②部分を除く。)		3 -
		④ 9頁及び10頁、14頁及び15頁、26頁 事業場報告内容 (②及び⑦部分を除く。)	3号イ、7号 柱書き	4 -
		⑤ 10頁 傷病名	1号	5 全て
		⑥ 44頁 氏名、役職 (⑦部分を除く。)	2号	6 -
		⑦ 4頁、14頁、26頁、32頁、44頁 一部文言	(諮問庁が新たに開示)	- -
		① 1頁 聽取内容	2号、7号 柱書き	7 -
2 請求書等		② 2頁 事業主の氏名	(諮問庁が新たに開示)	- -
		① 1頁、37頁、71頁、76頁ないし79頁 職氏名、印影 (②、⑥及び⑦部分を除く。)	2号	8 1頁 6行目7文字目ないし最終文字
3 事業場提出資料等		② 1頁、13頁、15頁、17頁、19頁、21頁、23頁、25頁ないし29頁、37頁及び38頁、71頁、73頁 労働者数、法人の印影、利用人員、従業員数 (①及び⑥部分を除く。)	3号イ	9 13頁、15頁、17頁、19頁、21頁、23頁、25頁ないし29頁 法人の印影
		③ 4頁ないし8頁 事業場報告内容	3号イ、7号 柱書き	10 -
		④ 80頁ないし105頁 聽取内容 (⑧部分を除く。)	2号、7号 柱書き	11 -
		⑤ 5頁ないし7頁 項目名	(諮問庁が	- -

		⑥	13頁、15頁、17頁、19頁、21頁、23頁、25頁ないし29頁、71頁 使用者の氏名	新たに開示)	—	—
		⑦	77頁 医師の氏名		—	—
		⑧	80頁、85頁、89頁、92頁、95頁、100頁、103頁 年月日		—	—
4	意見書等	①	1頁及び2頁、5頁、20頁 主治医意見	2号、7号 柱書き	1 2	—
		②	5頁、14頁、17頁、20頁及び21頁 氏名、印影	2号	1 3	—
		③	15頁 傷病名	1号	1 4	全て
		④	20頁及び21頁 聽取内容 (⑤部分を除く。)	2号、7号 柱書き	1 5	—
		⑤	21頁 一部文言	(諮問庁が 新たに開示)	—	—
5	日報	①	1頁 氏名、勤務時間 (②部分を除く。)	2号	1 6	—
		②	1頁 請求人に係る情報	(諮問庁が 新たに開示)	—	—
6	組織図	①	1頁ないし5頁 氏名、役職 (②部分を除く。)	2号	1 7	—
		②	1頁ないし5頁 日付、事業場名、役員氏名、受付印	(諮問庁が 新たに開示)	—	—
7	出勤表	—	—	(諮問庁が 新たに開示)	—	—
8	医療機関資料	①	1頁ないし13頁 不開示部分	3号口、7号柱書き	1 8	全て (1頁1行目、5行目4文字目ないし最終文字、24行目3文字目ないし最終文字、25行目5文字目ないし最終文字及び印影部分を除く。)
		①	14頁 特定監督署からの照会	(諮問庁が 新たに開示)	—	—

- (注) 1 理由説明書に基づき、当審査会事務局にて作成。
- 2 諮問庁が新たに開示するとしている部分は、「法78条1項各号該当性」欄に、その旨記載。
- 3 文書番号5ないし文書番号8は、諮問に当たり新たに特定された文書である。